

しんち九条の会だより

第4号
2007/2/25

日本国憲法の制定経過

NHKの番組でも報道

過日、NHKの教育TVで「焼け跡から生まれた憲法草案」という番組が報道されましたが、これは前にも紹介した旧小高町出身の鈴木安蔵氏が所属した「憲法研究会」の作成した憲法草案の素晴らしさを紹介したものでした。

この憲法研究会は、1945年11月5日に発足したもので、会長の高野岩三郎氏(東京帝国大学教授)をはじめ、杉森孝次郎氏(文芸評論家)、森戸辰男氏(東京帝大教授、国会議員)、室伏高信氏(評論家)岩淵辰男氏(評論家)、そして鈴木安蔵氏(在野の憲法研究者)などが所属していました。

当時、GHQ(連合国軍総司令部)は大日本帝国憲法を改めるよう日本政府に示唆していましたが、日本政府は思い切った憲法を作成することはできませんでした。そんな中、憲法研究会は6回の研究会を開き、「憲法草案要綱」(鈴木安蔵氏が執筆)を決定し、GHQと首相官邸、官邸記者室に届けました。

その内容は、一、日本国ノ統治権ハ日本国民ヨリ発ス(国民主権)。

一、天皇ハ国民ノ委任ニ依リ専ラ国家的儀礼ヲ司ル(シンボリック的存在)。
一、国民ハ健康ニシテ文化的水準ノ生活ヲ営ム権利ヲ有ス(生存権)。
一、国民ハ休息ノ権利ヲ有ス国家ハ最高八時間労働制ノ実施勤労者ニ対スル有給休暇制療養所社交教養機関ノ完備ヲナスヘシ(労働者の保護)。
一、民族人種ニヨル差別ヲ禁ス(差別禁止)。などをはじめ大変民主的な内容のものでした。

GHQはこの「憲法草案」を英訳し、ラウエルなどに命じてこれをつぶさに検討し、これを参考にして『日本国憲法草案』(マッカーサー憲法草案)を作成しました。したがって鈴木安蔵氏は、日本国憲法の間接的草案者ともいえるのです。ですから日本国憲法はアメリカに押し付けられた憲法だという安倍内閣の主張は間違っています。

勿論この憲法研究会の草案は、わずか6回の会議だけで考えられたものではなく、鈴木安蔵氏が長年に渡って研究したフランス人権宣言や、アメリカ独立宣言、ドイツのワイマール憲法、さらには植木枝盛の憲法草案など、明治の自由民権運動思想なども幅広く取り入れたものでした。



日本国憲法第9条

- ① 日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。
- ② 前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力はこれを保持しない。国の交戦権はこれを認めない。

『日本の青空』

上映せまる

左の記事で紹介しました旧小高町出身の鈴木安蔵氏を主人公にした映画『日本の青空』がまもなく完成します。製作協力券(1枚1,000円)を購入し、ご協力下さい。また協力券は上映会で鑑賞できる券となります。

上映予定日

- 3月17日
小高「浮船会館」で試写会
4月21日
小高で一般上映
4月27日 ゆめハット
(原町)で一般上映
5月13日 はまなす館
(相馬)で一般上映

戦争体験記

部下を死なせた元上官の苦悩

19日付の朝日新聞投書欄に、83歳の元軍人が寄せた次のような内容の投稿が目を引きました。

1945年8月13日、ソ連軍の満州(現・中国東北部)南下を防ぐため、最前線の興安嶺で戦闘態勢を整えていたとき、機関銃分隊長だった投稿者の所に連隊本部から、進入してきたソ連の戦車を爆破するため「分隊から1名、特攻兵を谷下の基地に出せ」との命令が下ったそうです。爆薬を持って戦車に飛び込む任務なので、その人選に苦渋していたところ、2週間ほど前に入隊したばかりの初年兵の一人で、鈴木という二等兵が駆け上がってきて「班長殿、鈴木がいきます。」と真剣な表情で申し出たとのこと。分隊長の彼は、「そうか、頼む」といってしまい、「帰って来いよ」と声をかけたのですが、鈴木二等兵は「行ってまいります」とは言わずに「さよなら」といって消えたそうです。

約30分後、約500メートル離れた谷間から轟音と共に黒煙が上がり、絶句したそうです。後に鈴木二等兵の水筒と服の切れ端が分隊に届いたそうですが、この分隊長は今でも鈴木二等兵の声と駆け下りる姿を忘れることは出来ず「鈴木よ、許せ」と結んでいました。

この投稿者は、この事件と、まだ若かった鈴木二等兵の死を一生の重荷として生きてきたし、これからも、背負い続けていくのかも知れません。しかし、本当は個人の責任ではなく、戦争という残虐な行為とそれを引き起こした国に責任があるのです。戦争は、絶対に許されるものではありません。



ご存知ですか？ 天皇や皇族には選挙権があるの？

天皇に選挙権があれば、天皇の支持政党はどこか。マスコミは選挙のたびに格好の話題とするでしょう。しかし、天皇には選挙権がありません。それは、天皇が日本国民ではなく日本国及び日本国民統合の象徴だからです。象徴である天皇が特定の政治的立場に立つことは良くないということがその理由です。親族である皇族にも選挙権はありません。

参照「おもしろ法律雑学読本」公人の友社発行

最低賃金っていくら？

福島県の最低賃金は、ある調べでは時給618円となっています。1日約5,000円としても1ヶ月働いて、約12~3万円位にしかなりません。

これで憲法が保障する「健康で文化的な最低限度の生活を保障する」ことが出来るのでしょうか。最近、働いても働いてもいっこうに暮らしが楽にならない「ワーキングプア」という言葉をよく聞きますが、日本中にそういう人達がたくさん出てきています。

せめて時給を1,000円という要求が全国でひろまっていますが、決して無理な要求ではないはず。給料が安ければ、生活が不安で結婚もできなければ、勿論子供を生むこともできません。

国民が本当に安心して生活できる最低賃金を保障することが、いま差し迫って必要なのではないでしょうか。

しんち九条の会

会員募集中

日本国憲法を改めようとする動きが次第に強くなっています。現憲法を守るため、一人でも多くの仲間を増やそうではありませんか。